

# 個人住民税の現年課税化について

## 【令和2年度個人住民税検討会報告書】

### 5 今後の検討について

これまで本検討会においては、様々な角度から個人住民税の現年課税化について議論を続けてきたところであるが、今後、より具体的な検討を進めるためには、現在、急速に進んでいる企業や市町村におけるデジタル化、マイナンバーカードの普及などについて一定の進捗が見られた機会を捉え、制度的・実務的な課題、企業や市町村におけるシステム改修の必要性等について議論を行うことが適当と考える。

また、その他の課題として、切替年度における納税義務者の税負担の課題についても引き続き留意すべきであり、納税義務者の税負担に大きく影響を与えることから、過去の本検討会における検討結果も踏まえて、十分な議論が必要である。

## 【令和3年度個人住民税検討会報告書】

### 3 今後の検討について

個人住民税の現年課税化に向けた検討については、以上のようなことを踏まえつつ、納税義務者における負担の増加等に関する課題、企業における年末調整等における事務負担に関する課題、市町村における課税事務に関する課題等について、過去の検討状況も踏まえて、今後も十分な議論を行うことが必要であると考える。

## 現年課税化についての主な課題

- これまで本検討会においては、現年課税化に向けた以下のような課題について、特に、企業や市町村における事務負担の軽減に関する議論を行ってきた。

## 企業等

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。  
※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。
- ・ 所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う(年末調整)事務が生じる。 ※企業が年末調整を行わない市町村精算方式ではこの課題は生じない。
- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。

## 市町村

- ・ (年税額と源泉住民税額との差が生じるため)市町村において追徴・還付事務が発生。  
※ 特に、企業が年末調整を行わない市町村精算方式では、市町村において大量の追徴・還付事務が発生する。

## 納税義務者

- ・ 現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得の2年分の課税が発生。

※ 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかな等の課題が生じる。

# 1月1日現在の住所地の確認について

- 現時点において、1月1日現在の住所地市町村を証明するための書類等は存在しないが、マイナポータル  
の「わたしの情報」の「世帯情報」から、指定した日時点の住所地市町村の情報を把握することが可能。
- 当該機能を改良・活用することで、特別徴収義務者による従業員の1月1日時点の住所地市町村の把握に  
活用できるのではないかと。
- ただし、住民票所在市町村以外に居住しており住登外課税されている場合には、確認することができない。



ログインして  
「わたしの情報」  
を選択



「世帯情報」を選択のうえ、  
指定して取得を選択し、  
指定の日時を入力



PDFファイルをダウンロード

帳票ID: RPK0401-001

帳票作成日: 2022年9月13日

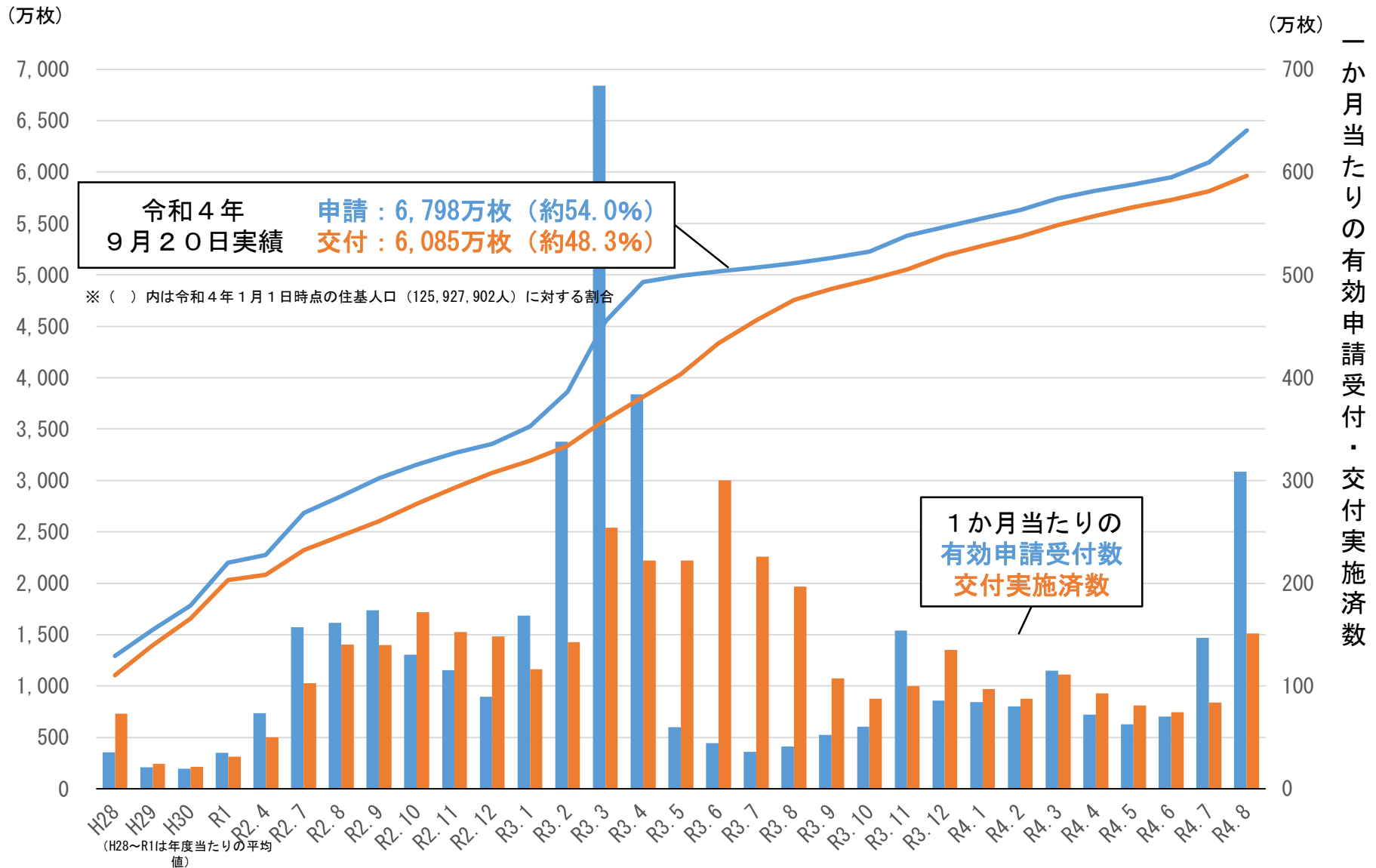
## わたしの情報の確認結果

行政機関等	
行政機関等	東京都板橋区
特定個人情報等	
〔住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項〕	
項目名	内容
住所情報	
世帯主との続柄コード	世帯主
続柄コード1	
世帯番号	
処理状況	
確認日	2022年9月13日
分野	世帯情報
分野詳細	世帯情報
取得依頼対象日	2021年01月01日
確認者	利用者本人
処理状況	既処理
確認結果受領日	2022年9月13日
整理番号	0030099000011700-20220913180334-47cd56-01

項目名	内容
住所情報	
世帯主との続柄コード	
続柄コード1	世帯主
世帯番号	

⚠ 注意事項  
・わたしの情報（自己情報）は、委託先機関（行政機関等が業務を委託した機関等）にも保持されている場合があります。

# マイナンバーカードの申請・交付状況



# マイナポータルを活用による事務負担の軽減

- 以下の控除等については、マイナポータルと連携してデータを一括取得することで、年末調整の各種申告書や所得税確定申告書に自動入力することができることとされている。

年末調整	・ 生命保険料控除、地震保険料控除、給与所得者の住宅ローン控除
確定申告	・ 医療費控除、ふるさと納税、生命保険料控除、地震保険料控除、住宅ローン控除、株式等に係る譲渡所得(特定口座年間取引報告書)

## 【事前準備の設定手順】

### 設定手順

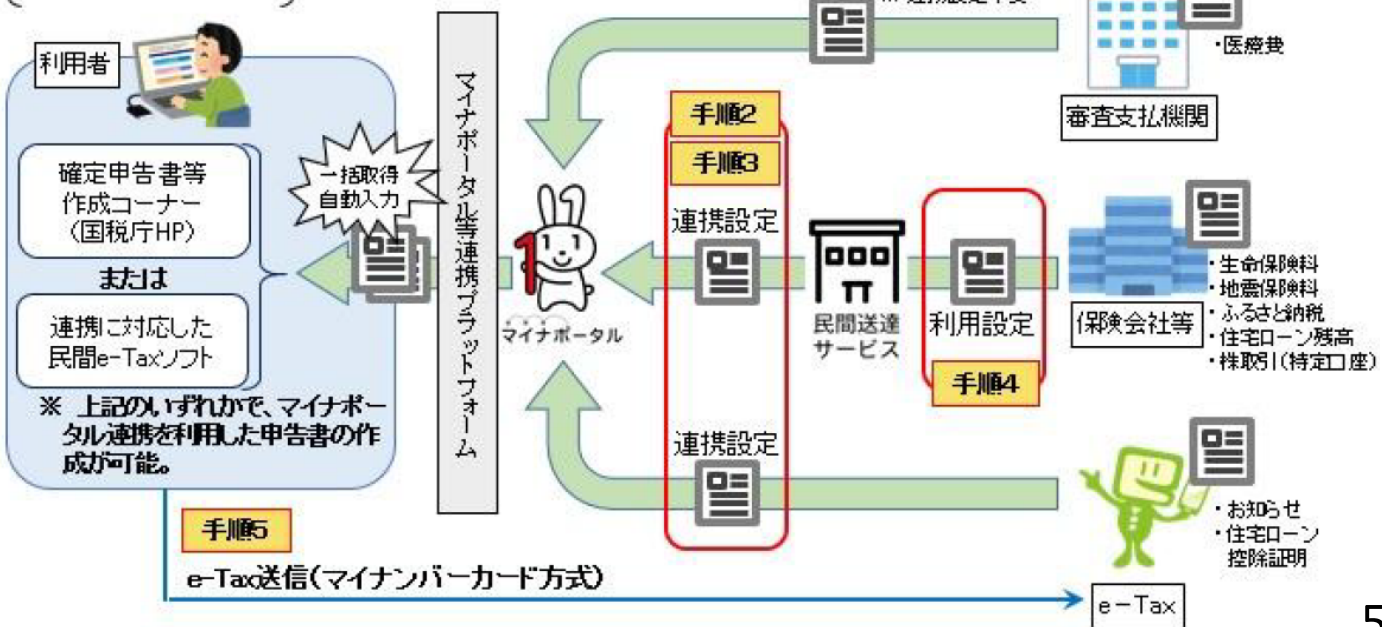
確定申告の事前準備のため、以下の5つの手順を進めます。

- 手順1**  
加入している保険会社等がマイナポータル連携に対応しているか確認する  
○ 保険会社等の対応一覧 ○
- 手順2**  
取得したい証明書等を選択する
- 手順3**  
保険会社等が対応している民間送達サービスを選択して連携する
- 手順4**  
連携した民間送達サービスから保険会社等の利用設定をする
- 手順5**  
e-Tax (マイナンバーカード方式) で確定申告する

- マイナポータルにおいて、マイナポータル連携に必要な事前設定を含めた準備について案内する専用ページを開発しています(令和4年1月から)。  
○ 専用ページでは、画面の案内に沿って進めることで、事前設定を完了することができます。(マイナポータル等連携プラットフォームは、マイナポータルから情報を一括取得するためのシステムです。利用者の方が個別に設定する必要はありません。)

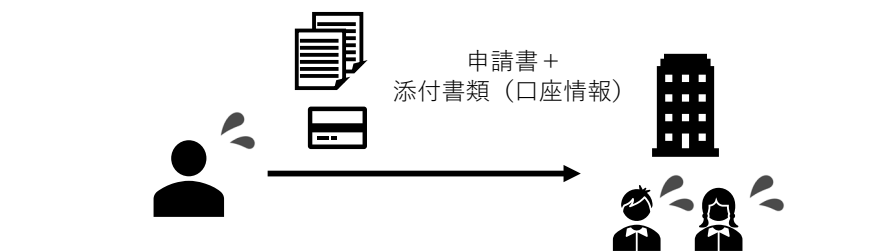
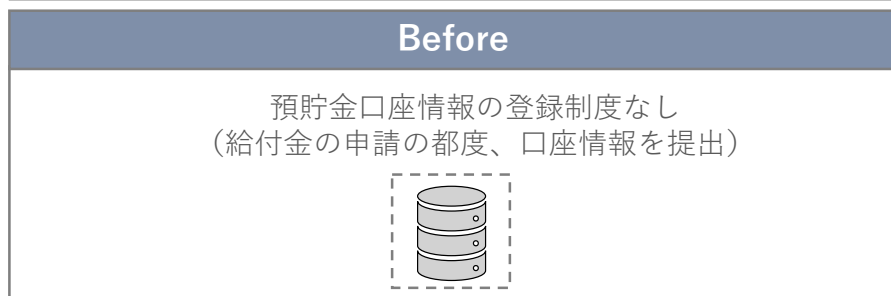
**手順1** 国税庁ホームページで、加入している保険会社等がマイナポータル連携に対応しているか確認。(注1)

### マイナポータル連携の事務フローイメージ



# 公金受取口座登録制度

- 「公金受取口座登録制度」は、国民の皆様にも、今後の公金受取のための口座をマイナンバーとともに登録いただくことで、緊急時の給付金をはじめ、様々な公的給付の支給に利用できるようにするもの。
  - 3月28日より、マイナンバーカードを利用してマイナポータルから公金受取口座の登録等が可能となっている。
  - 給付事務における登録口座情報の利用については、10月11日より運用開始予定。
- ※ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年（2022年）6月7日）においては、「公金受取口座の登録を推進するとともに、行政機関による登録口座情報の利用の仕組みについて令和4年度（2022年度）中の運用開始を目指す。」とされている。



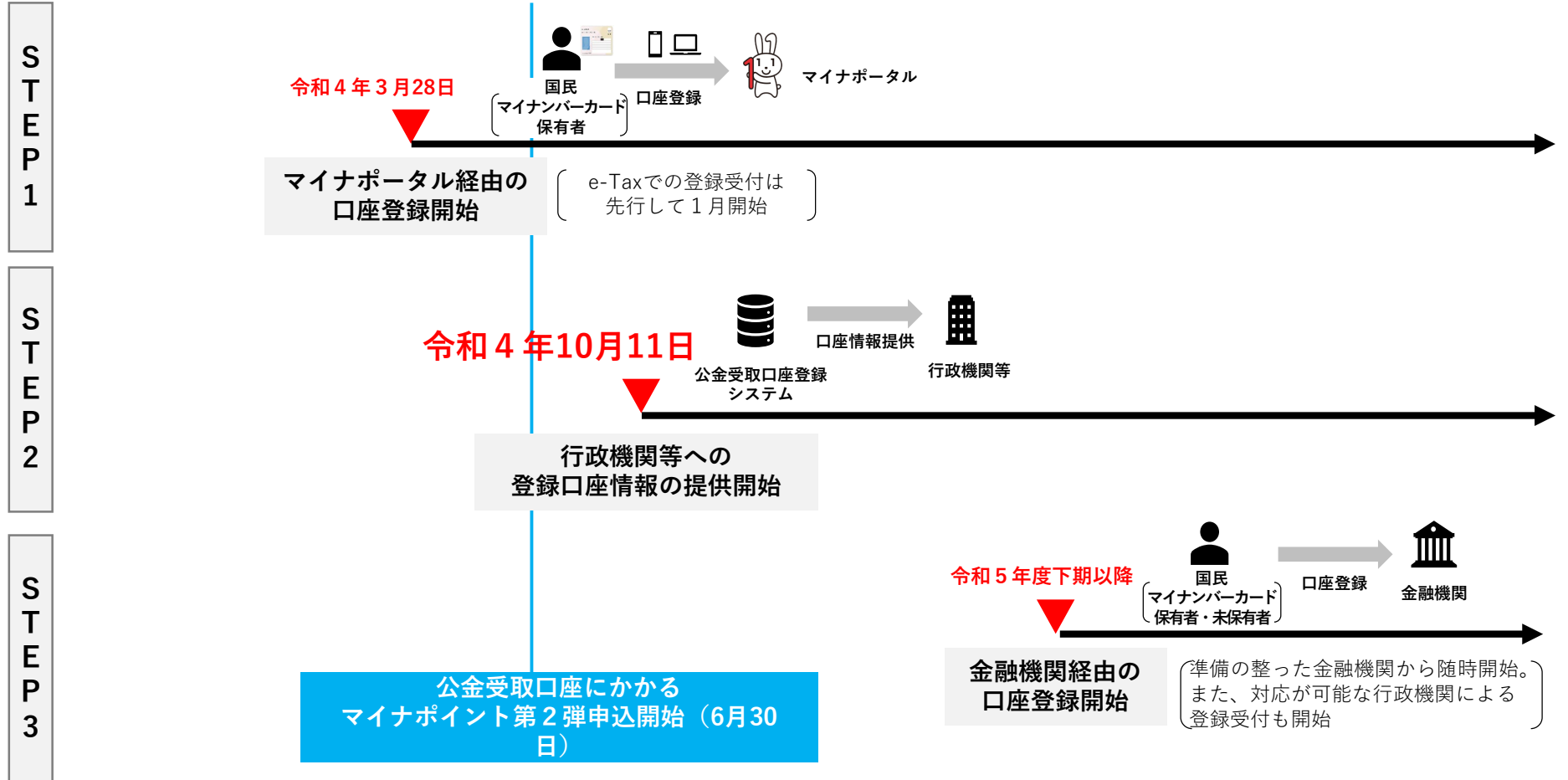
国民	行政機関等
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 申請書に加えて、通帳の写し等の添付書類を提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 行政機関等職員は申請書ごとに口座情報の確認作業も必要</li> </ul>



国民	行政機関等
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 口座情報の添付書類が<b>不要</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 口座情報の確認が不要となり、<b>給付事務が簡素化</b></li> <li>✓ 登録口座は口座存在確認済みのため、<b>振込不能にならない</b></li> </ul>

# 公金受取口座登録制度に関するスケジュール

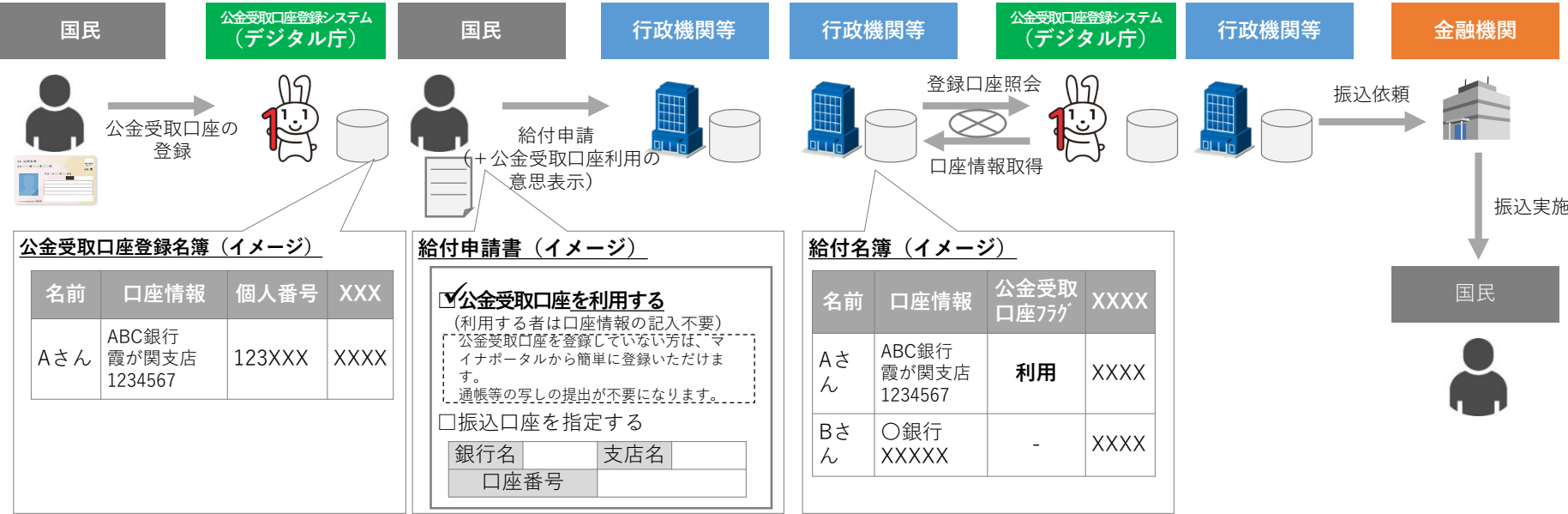
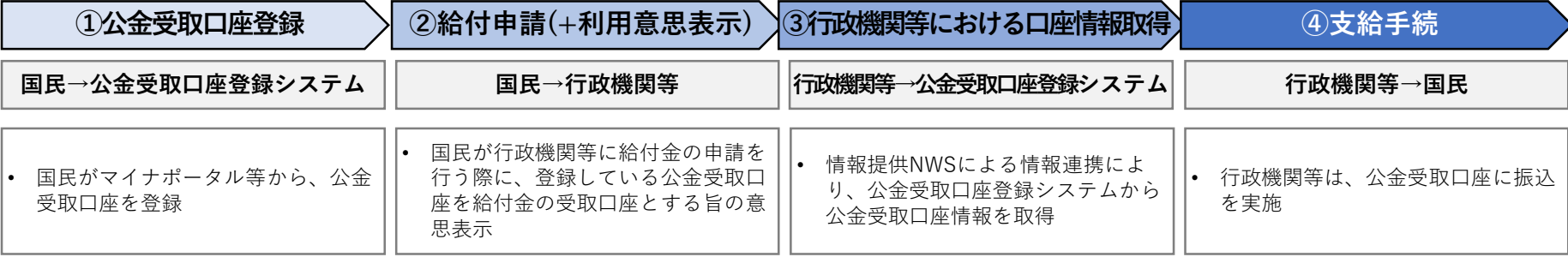
令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期



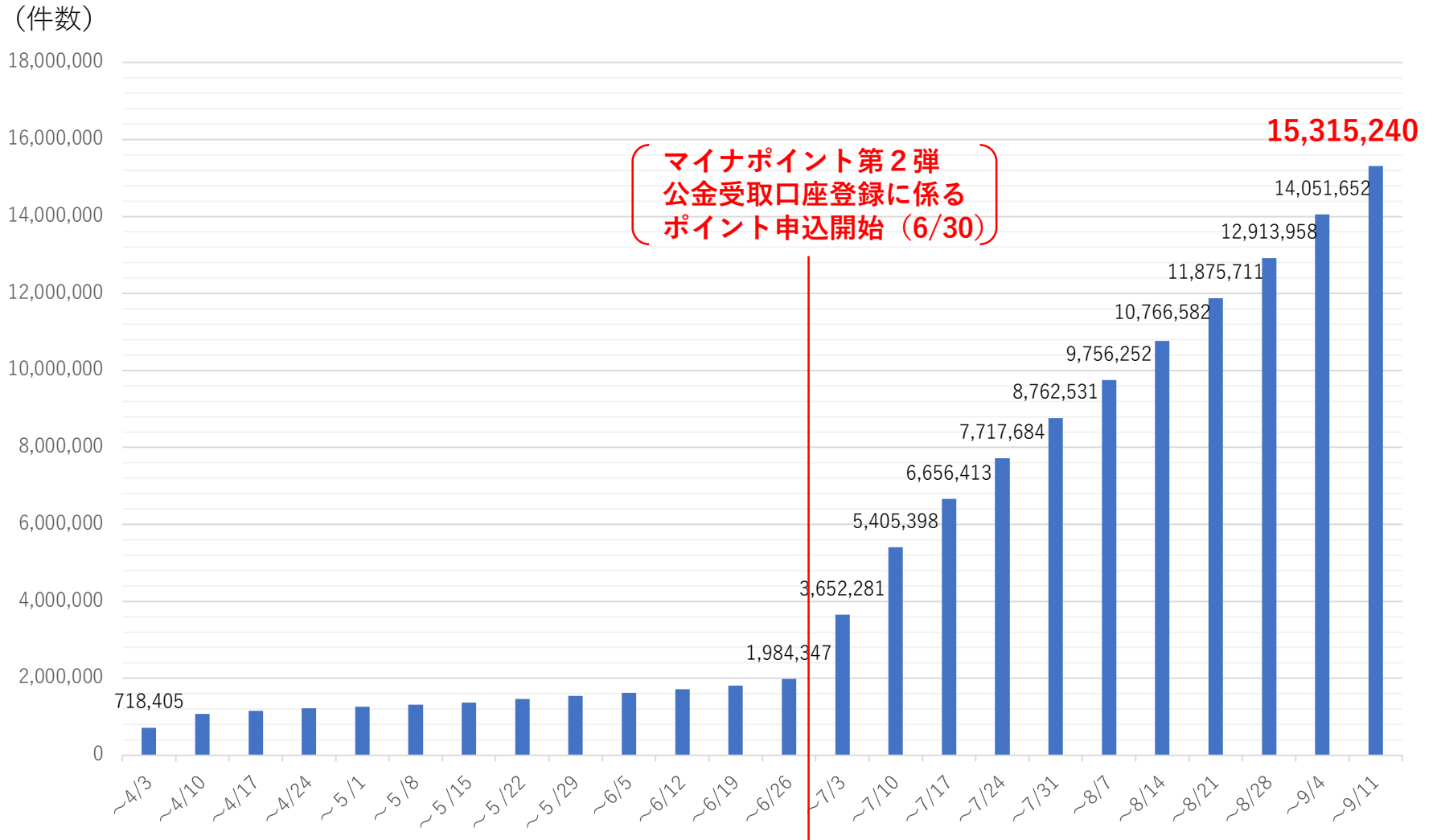


# 公金受取口座情報の活用フロー

- 公金受取口座を登録している国民は、給付金の申請をする際に、口座情報の記入や通帳の写しの提出などが不要となる。
- 給付主体である行政機関等は、情報提供NWSにより、デジタル庁より公金受取口座情報を取得し、当該口座を給付金の支給に活用することができる。



# 公金受取口座の登録件数推移



# 地方税共通納税システムについて

- 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、eLTAXを通じた電子納税が可能。
- 特別徴収義務者は、合計税額をeLTAXIに送金することで、複数地方団体への「まとめ納付」が可能。

## 概要

### <主なメリット>

#### 納税者

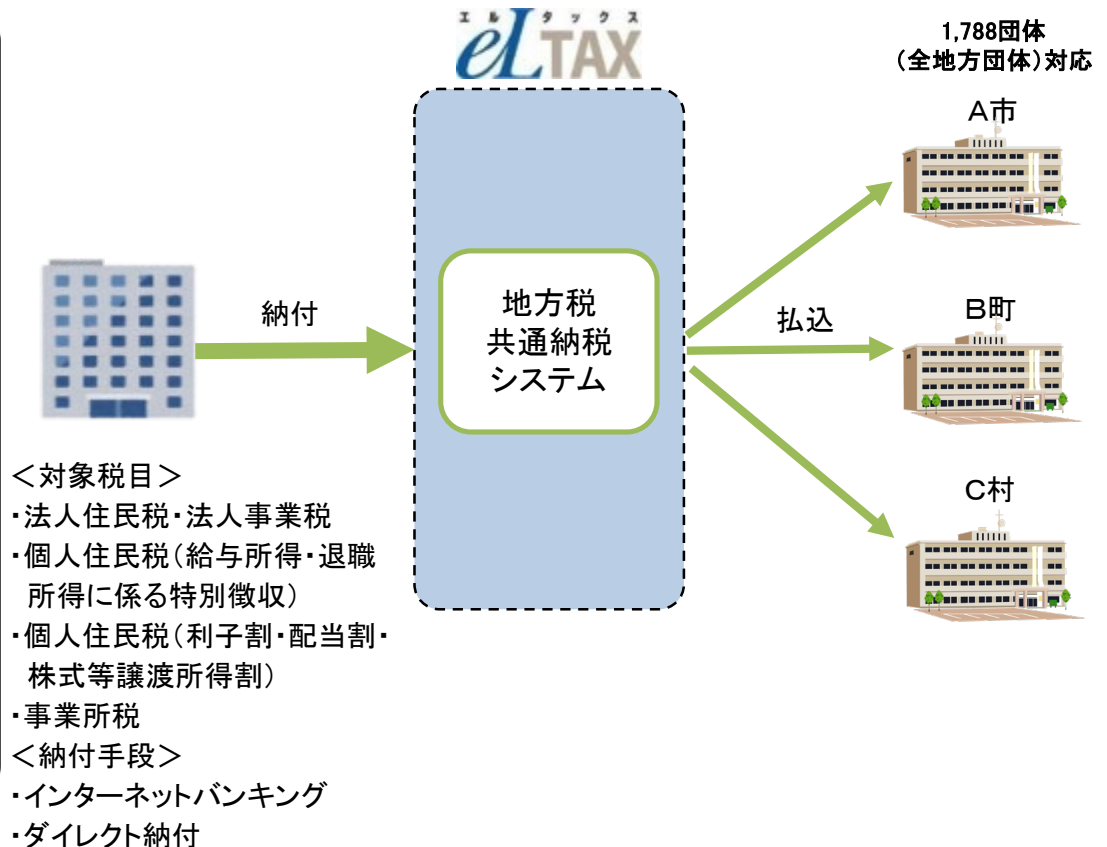
- 対象税目について、全ての地方団体に対して電子納税可能
- 合計税額をeLTAXIに送金することで、複数地方団体への「まとめ納付」が可能

#### 金融機関

- 窓口来訪者の減少による窓口業務の負担軽減
- 領収済通知書の処理に係る負担軽減

#### 地方団体

- 納付書の封入作業等の負担軽減
- 印刷費、郵送費等の負担軽減



# 地方税共通納税システムの実績(個人住民税(特別徴収分))

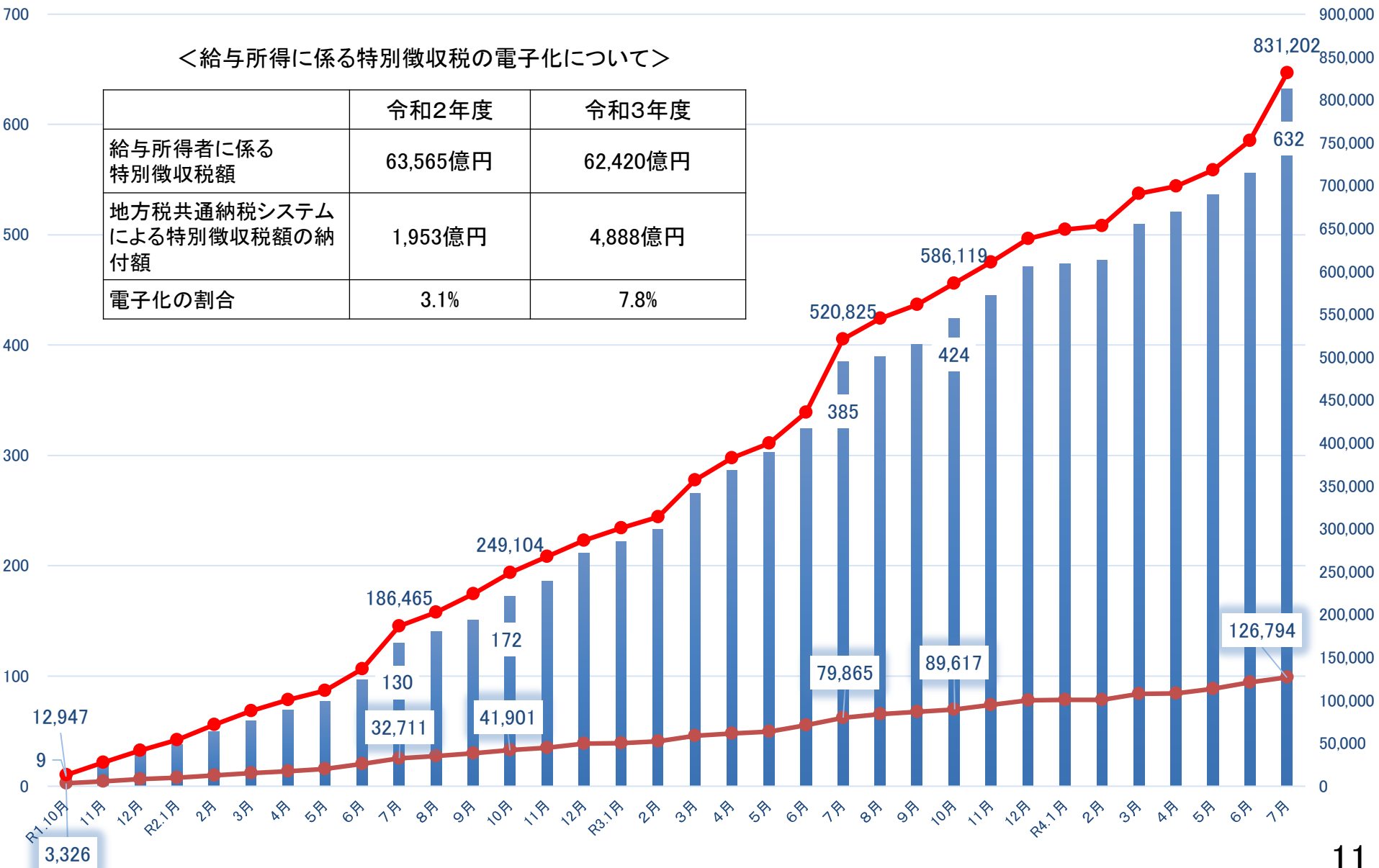
(億円)

■ 納付額 ● 納付件数 ● 払込件数

(件)

<給与所得に係る特別徴収税の電子化について>

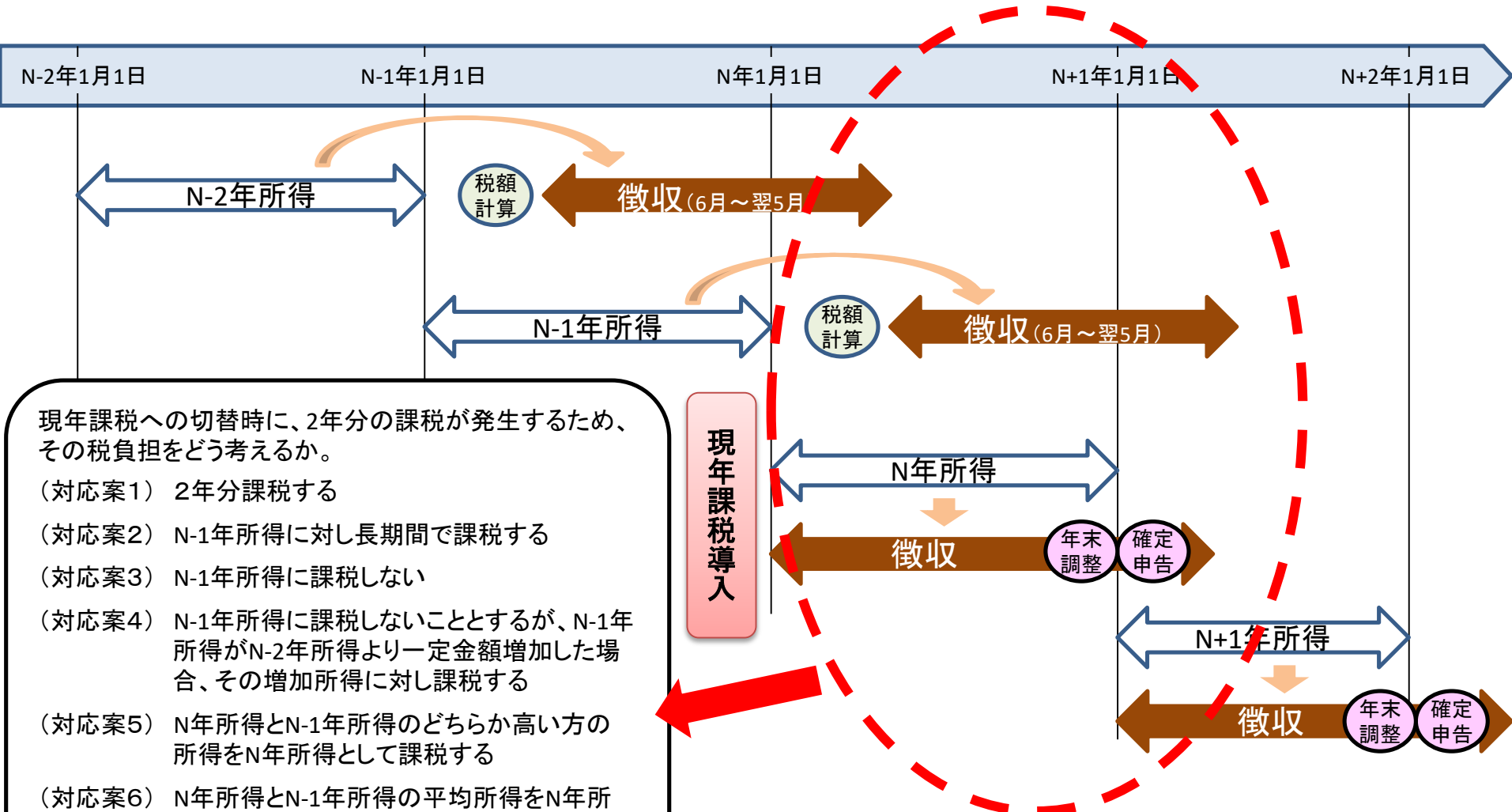
	令和2年度	令和3年度
給与所得者に係る特別徴収税額	63,565億円	62,420億円
地方税共通納税システムによる特別徴収税額の納付額	1,953億円	4,888億円
電子化の割合	3.1%	7.8%



# 切替年度の税負担のあり方

## N年所得から現年課税を導入する場合

(所得税と同様、源泉徴収方式による現年課税を行った場合のイメージ)



現年課税への切替時に、2年分の課税が発生するため、その税負担をどう考えるか。

- (対応案1) 2年分課税する
- (対応案2) N-1年所得に対し長期間で課税する
- (対応案3) N-1年所得に課税しない
- (対応案4) N-1年所得に課税しないこととするが、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する
- (対応案5) N年所得とN-1年所得のどちらか高い方の所得をN年所得として課税する
- (対応案6) N年所得とN-1年所得の平均所得をN年所得として課税する
- (対応案7) N年所得とN-1年所得に対しそれぞれ5%の税率で課税する

# 切替年度の税負担のあり方

○ N年分所得から現年課税を導入した場合、N年度に課税される個人住民税のうち、N-1年分所得に係る個人住民税を非課税とすると、課税されないこととなる個人住民税の税額は、個人の所得の状況によって異なる。

(例)

	N-1年	N年	N+1年
A 年齢21歳 独身	年収 100万円 個人住民税 0万円	年収 300万円 個人住民税 0万円 11.65万円 N-1年分 N年分	年収 300万円 個人住民税 11.65万円
B 年齢28歳 夫婦子1人	年収 400万円 個人住民税 14万円	年収 400万円 個人住民税 14万円 14万円 N-1年分 N年分	年収 400万円 個人住民税 14万円
C 年齢30歳 独身	年収 2,000万円 個人住民税 14万円	年収 400万円 個人住民税 146.45万円 14万円 N-1年分 N年分	年収 400万円 個人住民税 14万円
D 年齢55歳 夫婦	年収 2,000万円 個人住民税 146.65万円	年収 2,000万円 個人住民税 146.45万円 146.65万円 N-1年分 N年分	年収 2,000万円 個人住民税 146.45万円
E 年齢64歳 夫婦	年収 150万円 個人住民税 61.45万円	年収 150万円 個人住民税 0万円 0円 N-1年分 N年分	年収 150万円 個人住民税 0万円

N-2年分に退職(その年の所得が1,000万円の場合)

N-1年分 N年分

# 切替年度の税負担に係る各対応案の検討

	内容	留意点
対応案1	2年分課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年間の税負担が大幅に増えるため、納税者の理解が得られるか。</li> </ul>
対応案2	N-1年所得に対し複数年かけて課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年間の税負担が増えるため、納税者の理解が得られるか。</li> <li>●定年退職した場合など、収入が大きく減少した後も長期間課税されることになる。</li> </ul>
対応案3	N-1年所得に課税しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年分の税収が減ることになる。</li> <li>●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。</li> <li>●資産性所得など年度間変動が大きい所得について、現年課税導入の時期により納税者間で不公平が生じる。</li> <li>●所得の発生年度を調整することが可能な所得については、課税されない年度に所得を発生させることが可能となり、経済活動に影響を与える可能性がある。</li> </ul>
対応案4	N-1年所得に課税しないこととするが、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年分の税収が減ることになる。</li> <li>●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。</li> </ul>
対応案5	N年所得とN-1年所得のどちらか高い方の所得をN年所得として課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年分の税収が減ることになる。</li> <li>●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。</li> <li>●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)</li> </ul>
対応案6	N年所得とN-1年所得の平均所得をN年所得として課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年分の税収が減ることになる。</li> <li>●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。</li> <li>●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)</li> </ul>
対応案7	N年所得とN-1年所得に対しそれぞれ5%の税率で課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年分の税収が減ることになる。</li> <li>●現年課税導入を迎える年齢により、軽減される税額に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、軽減される税額がない)、世代間の不公平が生じる。</li> <li>●特別徴収義務者において、N年所得に対する源泉徴収とN-1年所得に対する特別徴収が発生し、事務が煩雑となる。</li> </ul>

## (参考) 現年所得課税移行時における課税方法

### ■ 昭和22年所得税改正時(所得税完全現年課税化)の例

#### (1) 昭和22年以前の課税方式

- ① 賦課課税(前年所得課税)・・・不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得
- ② 源泉課税(現年所得課税)・・・勤労所得、配当利子所得、退職所得

#### (2) 昭和22年改正

所得税においては、賦課課税方式(前年所得課税)をとっていた所得についても、昭和22年改正により、申告納税方式にするとともに、現年所得課税方式に移行。

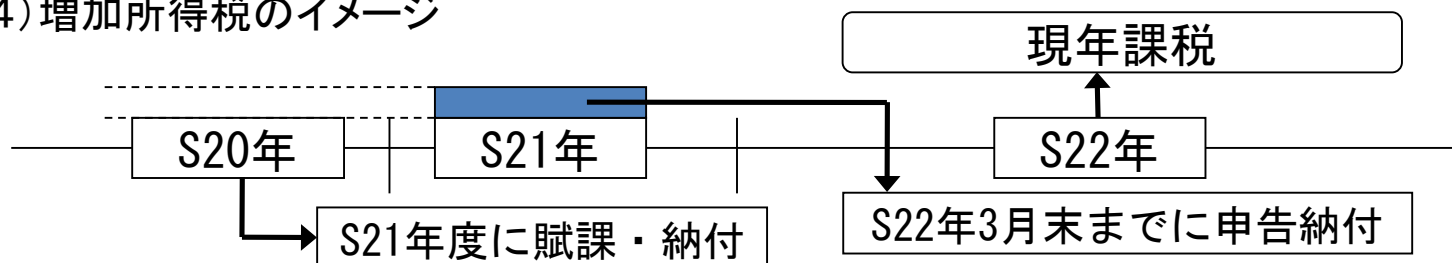
※ 制度移行時における課税関係

- ・昭和21年＝前年所得課税方式 ⇒ 昭和20年中の所得に対して課税
- ・昭和22年＝現年所得課税方式 ⇒ 昭和22年中の所得に対して課税

#### (3) 増加所得税の創設

昭和21年中の所得については、増加所得税(昭和21年中における所得と前年の所得とを比較して、一定金額(当時の金額で3000円)以上の金額で増加した者に対し、その増加所得を対象として一年限り課税する仕組み)を創設

#### (4) 増加所得税のイメージ





# 參考資料

## 令和3年度 個人住民税検討会における意見

### (現年課税への切り替え年度の課題)

- ・ 現年度課税への切替え時の問題はきちんと整理しなければ、納税者の理解が得られないのではないか。
- ・ 消費税については、一般消費税等のいくつかの例を提示しながら導入した。現年課税化においても、導入時に2年間又は3年間の平均で課税することなど、選択肢を提示することをも良いのではないか。この検討会での議論も貴重な情報となるのではないか。
- ・ 現年課税化する際には、1年間分の課税を免除することとしても大きな影響はないのではないか。一般的に、その年の個人住民税について、いつの所得に対する課税なのかはあまり意識されておらず、退職の翌年度などに、税負担を重く感じて初めて意識するのではないか。ただし、所得の移転可能性や労働供給への影響など、現年課税化を実現する際に留意が必要なこともある。また、諸外国の状況についても留意する必要があるのではないか。
- ・ 現年課税化を行う際にある年分の所得を非課税とすることとした場合には、例えば金融所得、土地、建物等の売却時期を調整できる所得について、非課税になる年に所得を集めることが予見されることなど、留意が必要ではないか。
- ・ 戦後、所得税の現年課税化の際には、2年間の平均で税を取るという仕組みであった。実務的な執行可能性も考える必要があるため万能ではないが、特定の年分の税を非課税にするよりは、平均を取るという方法は良いのではないか。
- ・ 現年課税化する際に、1年分の税を取らないこととするのは、所得のタイミングを調整できる人とそうでない人との間において公平性の問題が生じるのではないか。

### (マイナンバーカード等の活用)

- ・ 今後、マイナンバーカードの普及や地方税納税システムの充実等により、どれだけ効率化できるのかという点も議論していく必要があるのではないか。
- ・ 現年課税化については、従業員の1月1日の住所把握が難しい上に、税額計算自体、事業者側も自治体側も納税負担がかかるため、対応が難しい状況である。今後、行政の手続が簡素化等の観点から、マイナンバー等を活用する方法の検討をしていくべき。また、出国者などの特例的な部分の検討は進めていくべき。

### (諸外国の事例)

- ・ 現年課税化について、諸外国の状況の検討はしたのか。また、我が国に近い仕組みの国はあるのか。
- ・ 国際的に、前年度の所得により税額を確定して企業で特別徴収する課税方法は特殊だという認識をしていた。源泉徴収と年末調整だけで課税が完結する国はそんなに多くない。

### (働き方に関する課題)

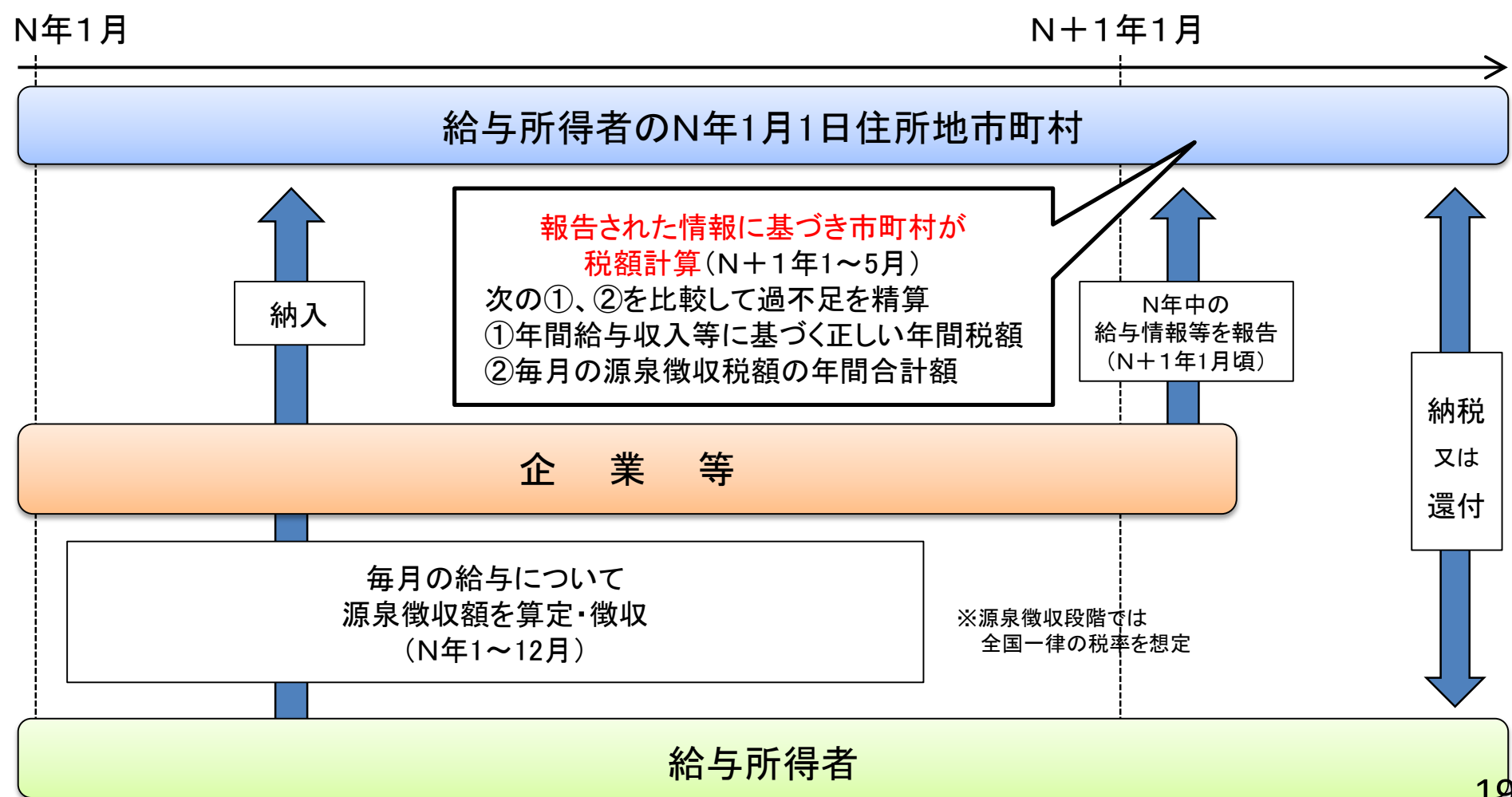
- ・ 従来、日本の労働慣行において退職は一生に1回だけであったところ、転職や海外赴任などの多様な働き方が生まれている。
- ・ 今後、副業する者について特別徴収をするのかという課題が生じた場合に、例えば、一律で徴収しておいて、把握している口座に調整分を返すという仕組みが良いのではないか。

### (現年課税の検討の必要性)

- ・ 長年、議論が継続されており、実現には厳しいハードルがあるとは思いますが、政府の各種委員会や審議会においては、なぜやらないのかという意見があるため、どこかで思い切って取り組むことも必要となるのではないか。そうでなければ、諦めるということも検討すべきか。
- ・ 現年課税化は特別徴収を前提にした議論になるのではないか。その際には、所得税においても配慮してもらうなど、所得税と個人住民税をあわせた形で検討していくことが必要なのではないか。
- ・ 現年課税は中長期的に考えていくことが必要であるが、経過措置として、出国時の課税においては出国時を賦課期日にするなど、課税の特例的なものから検討してはどうか。

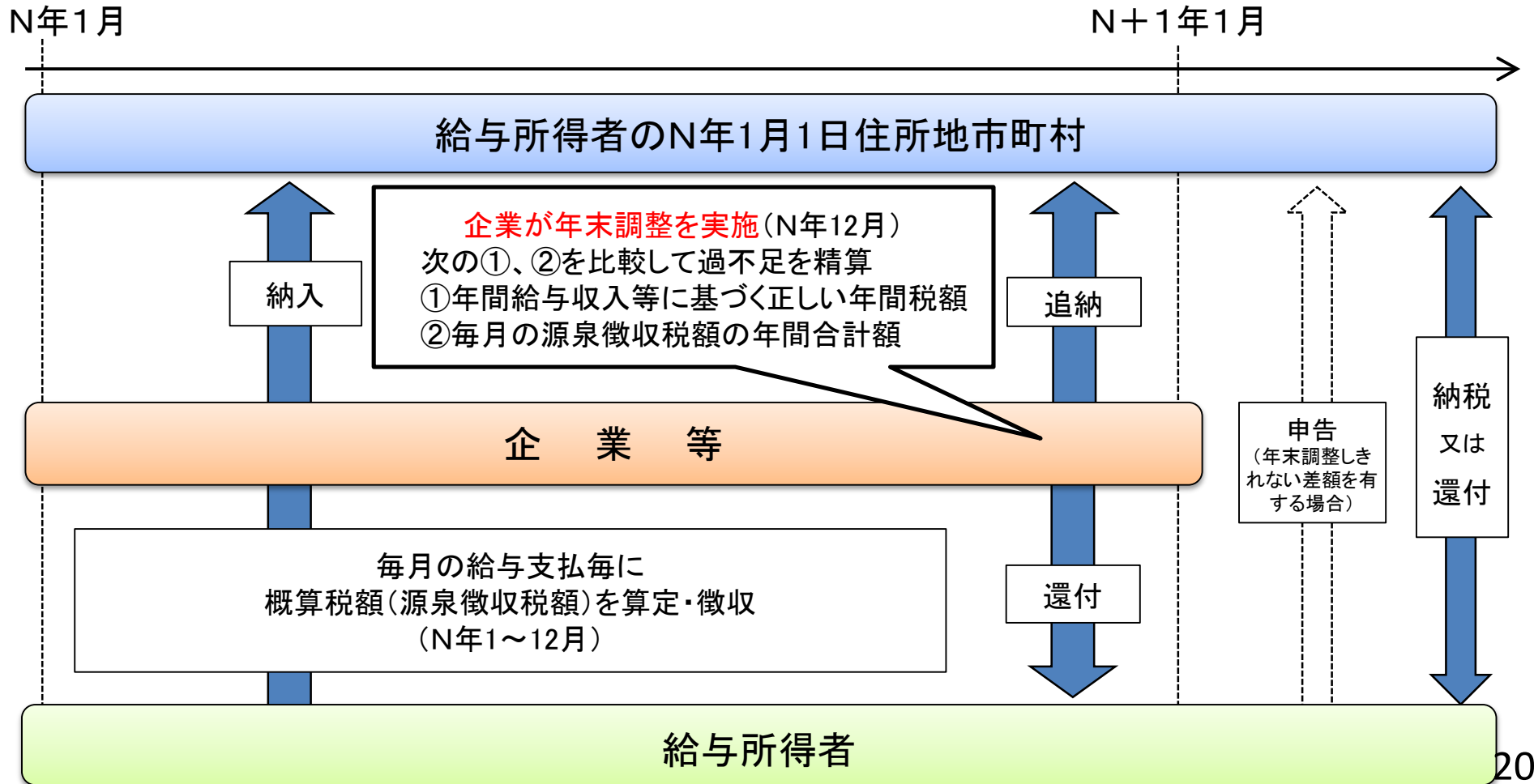
# 市町村精算方式(案)(給与所得者の場合)

- 所得税と同様の源泉徴収制度を導入するが、給報情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 企業等において年末調整を行う所得税方式と比較して、相対的に企業等の負担が小さい。



# 所得税方式(案)(給与所得者の場合)

- 所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税にも導入する。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。



# 個人住民税の現年課税化に関する過去の議論

## ○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

## ○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

## ○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

# 税制抜本改革法（抄）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

## 第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

# 個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過

- 平成18年度
  - ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
  - ・ 導入する場合に考えられる方向性
- 平成20年度
  - ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
  - ・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策
- 平成21・22年度
  - ・ 源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算
- 平成23年度
  - ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式(現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの)
- 平成24年度
  - ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状調査
  - ・ 所得税方式、市町村精算方式の中間的な案(市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告)の事務負担の変化
- 平成25年度
  - ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担
- 平成26年度
  - ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項
- 平成27年度
  - ・ マイナンバー導入と現年課税化(マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担)
- 平成28年度
  - ・ 切替年度の税負担のあり方
- 平成29年度
  - ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況
- 平成30年度
  - ・ マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況
- 令和元年度
  - ・ 市町村精算方式  
(所得税と同様の源泉徴収制度としつつ、給与支払報告書情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算)
- 令和2年度
  - ・ 企業における年末調整事務の負担、住所地団体の把握や源泉徴収税額の納付、市町村における還付・追徴事務の負担、課税データを活用している各種制度への影響
- 令和3年度
  - ・ 過去の議論を踏まえた検討